

Q. 市区町村士会が主体で企画・運営を行いますか？
公式事業として管理・進行・責任を担う

はい

市区町村士会「主催」研修会

士会が企画・運動
登録・認定・専門の更新ポイント可

開催4か月前の月末までに
セミナー登録用紙を作成し、
研修会等窓口事業部へ送付

〈提出先〉
seminar.req@pt-osk.or.jp もしくは
市区町村士会連絡用Slack（Slack推奨）
※Slackへの参加希望も上記アドレスに
連絡

〈詳細〉
書類ダウンロード→
研修会等窓口事業部→
研修会・講習会事業→
『主催』研修会開催マニュアル参照

いいえ

Q. ポイント付与は登録PT更新ポイントのみでしょうか？
個人・施設単位で管理・進行・責任を担う

はい

市区町村士会「承認」研修会

個人・施設が主催し、士会へ申請・承認
登録PT更新ポイントのみ可
※講師はポイント付与対象外

開催2か月前の月末までに
研修会開催申請書を自身の所属する
市区町村士会へ提出

＋
協会マイページの「生涯学習管理」
→「セミナー開催申請」からも申請

〈詳細〉
書類ダウンロード→
研修会等窓口事業部→
研修会・講習会事業→
『承認』研修会開催マニュアル参照

いいえ

Q. 認定・専門PTの更新点数も
必要でしょうか？※

はい

理学療法士講習会

個人・施設が主催し、
生涯学習センターへ申請
登録・認定・専門PTの更新ポイント可

上半期と下半期の2期に分けて
申請募集が開始される。
主催者はセミナー登録用紙を作成し、
研修会等窓口事業部へ送付
※現時点（2026年時点）では、
6月末と11月末が締日

〈提出先〉
rigaku.kousyukai.osk@gmail.com

※これにも該当しない場合は、完全に個人開催
（ポイント付与なし）